

在東京イタリア大使館貿易促進部供給業者名簿の登録および管理に関する規則

本規則は、在東京イタリア大使館貿易促進部(以下「貿易促進部」と称する)に設けられた供給業者名簿の現行の登録・管理方法をまとめたものです。

第1条—対象者(事業者)

職業適性要件、経済財務力、経営技術をそなえた会社およびその他の事業者です。登録申請を行った上で、「貿易促進部」供給業者名簿に登録されます。

第2条—供給業者名簿の構成

供給業者名簿は、3つの業界分類に大きく分けられ、その分類がさらに、業種、カテゴリ、サブカテゴリ(製品、サービス)に分けられています。3つの業界分類は、以下の通りです:

- 分類A: 製造業
- 分類B: 商業
- 分類C: サービス業

各業界は、このように業種、カテゴリ、サブカテゴリに分けることができます。

事業者が登録申請する業種／カテゴリは、法人もしくは事業者の登記簿または該当職業団体の登録名簿に登録された会社の事業目的と一致していなければなりません。

第3条—登録申請要件

事業者は、登録申請を行うにあたり、供給業者用紙に記された添付書類を提出しなければなりません。

必須: 添付書類A、B、C

必要時: 添付書類D(競争入札の場合)

添付書類E(イベント等設営業者の場合)

注: 組合／協会の場合は、組合／協会および組合／協会に加入する各企業が上記添付書類に記された要件を満たしていなければなりません。

第4条—登録方法、登録申請提出期限

供給業者名簿登録申請を行う場合は、日本語(またはイタリア語)で記入し、会社の法律上の代表または当該個人が署名した供給業者用紙をスキャンしてPDFファイル化し、電子メールに添付して、アドレスtokyo@ice.itに送ります。

申請には、下記の事項を記載するものとします:

- 申請者のデータ(会社の基本情報): 社名、本社所在地、電話番号、メールアドレス、ファックス番号、ウェブサイト、取引銀行、法律上代表者氏名、会社の担当者の氏名およびメールアドレス、従業員数、その他必要な情報。
- 登録申請の対象となるカテゴリのリスト。
- 直近3年間の売上高データ。記入上の疑問点がある場合は、アドレスtokyo@ice.itにメールすること。

送付書類の審査後、申請者(当該企業)は、「貿易促進部」から供給業者名簿への登録確認を電子メールで受け取ります。

第5条—必要な追加書類

本条に掲げる書類を、上記の通り、供給業者用紙と一緒に送付するものとします。

自由業者

- 履歴書
- 登録申請対象と同様の労務、サービスまたは供給物を当該専門職者が提供した先の公共団体または民間団体から直近3年間に交付を受けた照会状2通以上(新規供給業者のみ)。

第6条—特別書類

第2条に掲げる分類Cに属する「イベント等設営」の業種については、下記の書類を提出しなければなりません：

1. 直近3年間に実施した主要な設営の照会状、もっとも代表的な設営の技術的特徴を含む詳細(必要に応じて写真資料も添付)。実施した設営1件以上の詳細な情報(正味設営面積、実施場所、使用した機材一例：オクタノルム、ハイパイル、木材等—を付記)を記載するのが望ましいです。当該書類が大量になる場合は、複数回に分けての送信、あるいは「ファイル送信サービス」を使つての送信でもかまいません。
2. 所有している装置のリスト、施設、倉庫の広さ。

注意—業種「イベント等設営」への登録は、「貿易促進部」が1および2に記す書類を評価した後に行なわれます。

当該評価に続いて、下記に関する登録パラメーターの確認が行われます：

面積(m²)
実施地域
使用機材

上記の項目に基づき、登録企業は、「貿易促進部」が実施する設営入札募集の参加対象となります。

第7条—外国企業

公開入札に関する多国間協定または二国間協定に署名している欧州連合加盟国または第三国に本社を置く企業は、イタリア企業または日本企業(適用される場合)に求められるものと同等の書類をイタリア語または英語で提出しなければなりません。名簿への登録を求める事業者が属する国の法律が、前各項に記す書類を含む1種類または2種類以上の書類の交付を定めていない場合、出身国の所轄の司法当局もしくは行政当局、公証人または宣言を受ける資格のある職業機関の面前における当事者の表明により、あるいは出身国の現行の手続きにしたがって、当該要件を立証することもできます。

第8条—書類の予備審査時期

提出された書類は、受理後30日以内に審査、評価されます。不備または規則違反があった場合には、事業者は、電子メールにより、説明／補足を求められることとなります。

第9条—要件の検証

「貿易促進部」は、当事者による代替の表明について、その真正性を適切に検証します。

検証結果が表明された内容と一致しない場合には、登録停止または名簿からの削除が行われることとなります。

第10条—企業情報更新通知義務

供給業者名簿に登録された者は、企業情報に含まれるデータ・情報に変更が生じた場合には、その都度、変更発生日より30日以内に、「貿易促進部」に通知する義務を負います。これを怠った場合、「貿易促進部」は、第13条および第14条に掲げる措置を適用することとなります。

第11条—供給業者名簿の定期的更新

「貿易促進部」の供給業者名簿は、年1回更新されます。担当事務所は、登録段階で「本社」の欄に記されたアドレスに電子メールを送り、情報更新を登録者に求めます。供給業者は、電子メールを受け取った日から30日以内に回答し、自らの新しいデータを提供し、1年以内に生じた用紙に記入したデータ(例：売上高、決算等)の変更をすべて通知するものとします。送付方法については、第4条の規定が適用されます。当該手続きにしたがって通知した場合に

限り、更新は完了したものとみなされます。

30日以内に更新要求に応じなかった企業は、入札手続きへの参加資格を失うことがあります。

第12条—登録供給業者の評価

「貿易促進部」向けの物品の供給、サービスの提供または労務の提供を委託された登録供給業者については、「貿易促進部」の部長および担当職員が評価を行う旨明らかにしておきます。評価結果は1から5の点数で表示され(1:極めて不可 2:不可 3.可 4.良 5.優)、供給の種類毎に、異なる評価要素が定められています(技術的要素のみならず、納期、提供された物品／サービスの適合性、損害発生率、問題解決能力なども含まれます)。評価結果は、担当事務所が再検討し、将来の選別も念頭に置き、契約毎に各種評価要素の得点の平均値を算定します。このほか、ある供給業者が「貿易促進部」と複数の契約を結んでいる場合は、複数の評価の対象となり、その得点の平均値が算出されます。事業者が希望すれば、評価シートの写しを受け取ることもできます。

第13条—登録の停止

評価結果の得点の平均値が3未満の供給業者は、一定期間(6ヶ月以上1年以下)、供給業者名簿への登録が停止されます。供給業者が企業情報に含まれる情報の変更に関する通知を怠った場合、供給業者が「貿易促進部」を相手取って訴訟手続きおよび(または)仲裁手続きをとった場合(当該手続き終了まで)、あるいは、納期の遅れ、検査不合格、契約で定めるいずれかの義務の一時的不履行に関して供給業者に責任ありと判断された場合にも、登録停止が命じられることがあります。登録停止措置は、「貿易促進部」部長によりとられますが、以下の理由により撤回されることもあります:指定期間の経過、措置適用にいたった条件が解消された旨の証拠書類を当事者が提出した場合。ただし、当該条件が解消されていないことが確認された場合には、登録取り消しに変更されることがあります。登録の停止は、電子メールにより当事者に通知されます。

第14条—登録取り消し

以下の状況にいたった登録供給業者は、供給業者名簿からの取り消しとなります:

1. 本規則第3条に記す要件のいずれかが満たされなくなった場合。
2. 複数の物品供給／サービス提供を行っている供給業者の評価結果の得点が3未満となった場合。
3. 登録供給業者が、登録停止措置が撤回されないか、3年間に3回以上登録停止措置を受けた場合。
4. 日本、イタリアを含むその他の公共行政機関(国の機関)から入札参加禁止措置を受けた場合。
5. 度重なる契約不履行に関して責任ありと判断された場合。
6. 取引交渉に明確かつ継続的に応じなかった場合(理由なく2年間に3回以上見積もり要求に応じなかった場合)。
7. 年毎の更新要求に1年間応じなかった場合。
8. 登録後に登録要件の喪失が確認された場合。

1から5までの場合には、登録取り消しは、電子メールにより当事者に通知されます。6と7の場合には、通知は行われません。

登録取り消し措置は、「貿易促進部」部長によって執られます。6と7の場合に取り消された事業者は、当該措置適用日から2年以上経過すれば、新規に登録申請を行うことができます。

第15条—理法的手続きへの参加

供給業者名簿登録者の中で比較対照が行われることもあります。

「貿易促進部」は、同じ業種のカテゴリー内の供給業者名簿登録者間での企業の潜在能力、募集のローテーションなどを考慮した評価に基づき、また、第12条に掲げる評価に基づき、登録者の招集を決定することができます。

ローテーションに関しては、供給業者名簿内での比較対照のほか、下記の点も考慮するものとします:

- カテゴリー内の登録者数。
- 現行のその他の契約の有無、過去の供給の質。
- 登録からはずれた供給業者向けの募集に関する特例原則(許容しうる特例)。
- 以前の募集に応じなかった点。
- 特別要件(専門的技術力、経済資金力)の有無(一部のケース)。

一部のケースでは、10/15名の業者を1つのグループとして、アルファベット順に登録者を順送りするか、抽選を採用することもあります。抽選を採用する場合は、公開で抽選を行い、公開行政部署、入札・契約公告部署に掲示し、公示し、www.ice.gov.itのページに掲載します。

登録自体は、自動的に募集を受ける資格とはなりません。

第16条—個人データの取り扱い

本規則の実施にあたって「貿易促進部」が保有することとなるすべてのデータは、個人データ保護に関する欧州連合、イタリア共和国、日本国の現行法の諸規定に基づき、法律が定める目的に沿ってのみ収集し、処理するものとします。本規則の諸規定は、その内容が、厳守されるべき日本国法令の規定に抵触した場合には、自動的に差し替え、修正、廃止、または、適用外となります。

2019年3月12日発効